

確定給付企業年金監査結果

企業年金数	うち3年を経過した企業年金数	監査実施数		指導項目数
		書面監査	実地監査	
8,929 企業年金	2,493 企業年金	131 企業年金	17 企業年金	28 件

※ 企業年金数は平成22年11月1日現在

※ 確定給付企業年金基金の監査については、厚生労働省が平成22年11月に発出した通知に基づき監査を実施しているため、平成23年1月から3月の期間で監査を実施した件数である。

区 分	主 な 指 導 事 項
加 入 者	資格取得日に誤りがあったことから、加入者記録を適正に管理すること。
	加入者原簿を備え付けて置くこと。
受 給 者	受給待期者の住所把握について企業年金連合会から情報取得が不十分であることから、積極的な情報収集に努めること。。
	基準給与に関する規定に錯誤があったことから、規約変更等の手続きを行うこと。
	脱退一時金の繰り下げの取扱いに誤りがあったことから、規約に基づいた取扱いへ改善すること。
	年金の未請求者の把握及び未請求者に対する対策を講じること。
役員及び事務組織	理事長代理の選定がなされてなかったことから、通知及び基金規約に基づいた措置を講じること。
監事監査	監事は、毎事業年度当初、監査の実施計画を立て、これを理事長に通知すること。
財務及び会計	財務及び会計に関する規程に基づいた契約事務を行っていなかったことから、規程に基づき入札を基本とし、随意契約は2社以上から見積書を徴すること。
資産運用	運用の基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用すること。
	理事等は、管理運用業務のうち主要な事項についてその執行の過程及び結果を記録にとどめ、保存すること。
データ保護管理	個人データ管理責任者を選任すること。
情報開示	確定給付企業年金に係る業務の概況について、毎事業年度1回以上、加入者に周知すること。